

広島県告示第千十号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定によつて、昭和五十五年広島県告示第六百十三号で指定した海岸保全区域のうち、能美海岸中町地区海岸長瀬地先海岸の区域を次のとおり変更する。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 海岸名

江田島海岸

二 地区海岸名

江田島能美中町地区海岸

三 区域

基点一から基点二十一までの各点を順次結んだ線により囲まれた区域（基点の標示、角度は真北による。）

四 点の位置

基準点 江田島市字中山 国土地理院三等三角点「中山」（北緯三四度一二分二五秒三
一三八、東経一三二度二七分一三秒三九七〇、標高二八六・六二メートル）

基点一 基準点から六度四七分一二秒の方向二、四〇六・五五メートルの点

基点二 基点一から二〇一度二五分三一秒の方向一七・八八メートルの点

基点三 基点二から二二八度一七分二〇秒の方向二二・七八メートルの点

基点四 基点三から二二三度五〇分二八秒の方向五五・八三メートルの点

基点五 基点四から二四五度五五分四二秒の方向三二・六六メートルの点

基点六 基点五から二三五度三五分三六秒の方向三九・四三メートルの点

基点七 基点六から一四九度四五分二八秒の方向三〇・八四メートルの点

基点八 基点七から二三一度三四分五〇秒の方向一〇八・四二メートルの点

基点九 基点八から二二九度〇四分一〇秒の方向四四・九六メートルの点

基点一〇 基点九から二三三度四二分四四秒の方向三七・三二メートルの点

基点一一 基点一〇から三一〇度一六分〇六秒の方向二〇・九一メートルの点

基点一二 基点一一から二四二度四六分二八秒の方向七六・八四メートルの点

基点一三 基点一二から二七八度〇六分四六秒の方向一一七・六八メートルの点

基点一四 基点一三から二八一度二七分五一秒の方向六一・二二メートルの点

基点一五 基点一四から二九二度三六分二五秒の方向四九・八三メートルの点

基点一六 基点一五から三一八度一分二九秒の方向一〇八・〇七メートルの点

基点一七 基点一六から三四三度四八分五一秒の方向一七二・三八メートルの点

基点一八 基点一七から八九度〇一分五四秒の方向一四七・七二メートルの点

基点一九 基本一八から一六七度〇〇分一六秒の方向六七・五七メートルの点

基点二〇 基点一九から一〇〇度五五分五〇秒の方向三三三・一一メートルの点

基点二一 基点二〇から四八度二三分五四秒の方向二〇七・九メートルの点
基点一 基点二一から一二七度五二分一六秒の方向五〇・〇メートルの点